

委員会提出議案第3号

子ども手当に要する費用を全額国庫負担とすること等を求める意見書

平成22年度政府予算案に、中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額1万3千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれました。給付費総額は2兆2,554億円となり、平成23年度以降は支給額を倍にする方針とされており、更なる財源の確保が必要となります。また、平成22年度は子ども手当の一部として児童手当が支給されることから、地方・事業主負担も求められることとなっています。このため、地方六団体からは、平成23年度以降の子ども手当の財源については、国が全額を負担すべきであるとの地方の主張に沿って、役割分担を明確にした制度が実現されることを強く望むとの共同声明が出されました。さらには、各都道府県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状です。

以上のことから、国においては、以下の事項について格段の配慮をされるよう強く要望します。

- 1 平成23年度以降の子ども手当は国の責任として全国一律に実施すべきであることから、必要となる費用は全額国庫負担とすること。
- 2 平成23年度以降の子ども手当を実施する上での長期的な財源確保の展望を示すこと。その際、国民の理解を十分に得られる内容とすること。
- 3 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。
- 4 子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、安心して子育てができる環境整備の実現に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰